

# 部長会議主旨

日時:令和7年7月9日(水)

午前9時30分～

場所:市役所4階 庁議室

## 1 市長の話

### (1) 職員の体調管理について

昨年は、この時期に管理職の体調不良が見られました。これは、業務が重なる時期であることが影響していると思います。また、ストレスの要因は複数あることが多いので、管理職のみなさんは、職員一人ひとりの顔をよく見て、心身のサインに気づき、適切な対応をしていただくようお願いします。

### (2) 政策の卵について

自治体間での調整が必要な際、庁内の情報共有が早いと感じることがあります。これはみなさんがスピード感を持って相談や議論を進めてくれている結果だと思っています。このような密な連携が良い面であることは間違いありませんが、一方で「市長の視点や価値観に偏りがちになる」というリスクも伴います。

そのため、「政策の卵」については、現場からの声や、これまでに届かなかったニーズを形にしていくことを目的として進めたいと考えています。まだ煮詰まっていない段階でも構わないので、お互いに方向性を共有しながら前進できるような議論を深めていきたいと思っています。

具体的な政策案が提出されることもありがたいのですが、それ以上に重要なのは課題設定です。「このような課題に問題意識を持っている」「こうした視点で取り組むべきではないか」といった提案や視点を、しっかりと協議していきたいと思っています。

一方で、「あれが欲しい」「これをしたい」という単なる要望であれば、予算で直接対応するなど他の手段を検討すれば良い場合もあるので、ぜひ課題認識を軸にした提案を積極的にお願ひしたいと思っています。

## 2 通知及びお知らせ

### (1) 個人情報漏洩時の対応について(総務部) 【資料1, 2】

ア 以前からガルーンを通じてお願いしている内容にもなりますが、重ねてのお願いです。

個人情報が出たり郵便物が誤発送された場合等で、資料1に記載した案件に該当するケースについては「漏洩が発覚したら3～5日以内に個人情報保護委員会へ報告する」というルールが法律で決まっています。ここ何件か報告が遅れ、委員会より指導を受けてしまっ

いるケースが出てきています。速やかな報告が必要ということを改めて部内で共有してください。

イ 特に注意が必要なのが「要配慮個人情報」です。要配慮個人情報は、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴や、健康診断の結果などが該当します。この種の情報が漏洩した場合は、対象が1人だけでもすぐに報告するという厳しいルールになってます。

ウ もしかしたら該当するかもしれない、ということを常に意識をしていただき、報告が必要な案件か判断に迷った際は、総務課の法制担当に相談してください。

エ 7月中に担当者向け、8月に課長向けの研修を実施予定です。詳細については改めて連絡します。

(2) 多面的評価の実施について (総務部) 【資料3, 4】

ア 多面的評価は、部下からの評価を収集し、自己評価とのギャップに気づいてもらうことを目的として実施します。

イ 対象者は、人材育成支援システムにおける1次評価者及び2次評価者です。評価期間は、令和7年8月12日(火)から同月28日(木)までを予定しています。

ウ この評価は、部下がどのように管理職を見ているかを可視化することで、自己認識とのズレを理解し、その気づきを業務に生かしていただきたいという思いから実施します。多面的評価は勤勉手当には反映しません。あくまでも、自己認識とのズレを気づきとし、業務に生かしてほしいという意図です。

エ 評価人数は見れますが、評価者は匿名で実施します。人数の少ない部署などもあるため、個別調整します。このシステムについては、一度実施し、今後改善を図っていく必要があるものだと思っています。

(質問)

評価の対象年度はいつを想定していますか。令和7年はまだ始まったところという風にも感じます。

(回答)

令和7年の4月以降の組織に対して行います。一度導入し、実施時期等についても、今後調

整するなど対応できればと思っています。

(質問)

副部長が課長を兼務してる場合はどのような扱いになりますか。

(回答)

部長級が2次評価者として職員を評価している場合は、対象になります。

### 【市長コメント】

私は、まず、今回の評価の目的を共有することが大切だと思っています。単に目立った成果や数字だけで決めるのではなく、もっといろいろな側面から公平に見るべきだと思っています。表に出るような仕事がすごく得意な人もいれば、裏方として組織を支えてくれている人もいます。裏で支えてくれている人の努力や役割もしっかり評価したいという思いから、この制度を始めようと思っています。

### 3 その他

政党機関紙購読に係る勧誘、配付、集金のルールを以下のとおり定めましたので、共有します。実施は9月からです。

- ・ 政党機関紙の購買勧誘行為にあたり、川西市庁舎内営業許可申請書を総務課に提出し、許可を受けること(4年毎に更新)
- ・ 個人情報保護等の観点から執務スペース内には立ち入らず、必ず各課の窓口にて職員に手渡しとすること
- ・ 配付は、同一職場内の数名程度とし、配布物には記名をするなど誰が受け取るかを明確にしておくこと
- ・ 集金は必ず個別にやりとりすること

(質問)

既に購読している者に影響を及ぼすものではないか。

(回答)

自治体によっては、組織的に購読しない。としているところもあるが、本市ではそこまでの取り決めはしないという認識です。